

さくら市ごみステーション設置要綱

平成 24 年 8 月 17 日

告示第 114 号

(目的)

第 1 条 この告示は、ごみステーション（以下「ステーション」という。）の清潔保持及びステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

2 市は、ステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、行政区長、保健委員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、市の一般廃棄物処理計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。

2 市民は、ステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自ら、ステーションを管理するものとする。

(1) ネットやカラスよけ等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。

(2) 管理器材の整理、ステーションの清掃については、当番制を採用するなど利用する市民全員が協力して行うこと。

3 市民は、自ら管理するステーションにごみを排出するものとする。

4 市民は、ステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

5 共同住宅等を建設する者又は住宅団地を開発する者は、さくら市土地開発指導要綱（平成 17 年告示第 98 号）の規定にかかわらず、ステーションの設置にあたっては、事前に市長と協議するものとする。

(設置申請)

第 4 条 ステーションを設置、変更又は廃止しようとする者は、ごみステーション（設置・変更・廃止）申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(ステーションの基準)

第 5 条 ステーションを設置又は変更する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1箇所当たりのステーションの利用世帯数は、おおむね次のとおりとする。
ただし、市長が特に認めた場合にはこの限りではない。
- ア 1箇所当たりの一般住宅のステーション利用世帯数 10世帯以上
 - イ 1箇所当たりの共同住宅等のステーション利用世帯数 6世帯以上
- (2) ステーションの設置場所は、次の要件を満たすものであること。
- ア ステーションを設置する場所の地権者等の承認があること。
 - イ 収集作業上支障がなく、危険な場所でないこと。
 - ウ ごみ収集車が容易に方向転換又は通り抜けができること。
 - エ ごみの収集に必要な面積を利用者又は申請者（事業者等を含む。）が調整し、確保できること。
 - オ 1世帯当たり0.2㎡以上の面積があること。
 - カ 歩行者及び車両等の通行の妨げにならないこと。
 - キ 停車したごみ収集車が道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令の規定に抵触しないこと。
- (3) ステーションに工作物を設ける場合の形態は、次のとおりとする。
- ア 囲いを設ける等、ごみ飛散防止措置を講ずること。
 - イ 雨水等が溜まらない措置を講ずること。
 - ウ 囲い等の材質は腐食しない材質で施工すること。
 - エ 床面は舗装する等、清掃しやすい対策を講ずること。
 - オ ごみの収集が容易になるように大きめの開口部（幅1.5m高さ2m以上）を設けること。
 - カ 扉を設置する場合は、引戸式又は開戸式又はシャッター式等、収集作業に支障がない扉とすることとし、扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。

（調査）

第6条 市長は、第4条の申請があった場合は、必要に応じて現地調査を行うものとする。この場合において、申請人に立会いを求めることができる。

（設置等の決定）

第7条 市長は、ステーションの設置、変更又は廃止を適当と認めた場合は、申請人に対して決定の内容及び利用開始日又は廃止日の通知を行うものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

さくら市長 様

行政区名（ ）

行政区長又は管理代表名 _____ ⑩

ごみステーション（設置・変更・廃止）申請書

- 1 使用戸数 _____ 戸
- 2 収集開始希望日 可燃ごみ _____ 月 _____ 日（ ）
- 不燃・資源物 _____ 月 _____ 日（ ）
- 3 位置図

※ 行政区の未加入者については、ごみ集積所（ステーション）の維持管理に協力することを条件に使用させることといたします。